

北上地区消防組合情報管理運用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月 8 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合規則第 5 号

北上地区消防組合情報管理運用規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合情報管理運用規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合情報管理運用規則（平成26年北上地区消防組合規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。</p> <p>(6) 個人情報ファイル 個人情報保護条例第2条第4号に規定する個人情報ファイルをいう。</p> <p>(7)～(10) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。</p> <p>(6) 個人情報ファイル 個人情報保護条例第2条第6号に規定する個人情報ファイルをいう。</p> <p>(7)～(10) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。